

令和2年8月28日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第127回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第127回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日も、前回と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。本日初めてウェブ会議に参加される委員もごございますため、改めてウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。

映像と音声通話ですが、画面下中央に4つのマークが並んでおります。向かって左から「カメラ、マイク、資料等の共有、通話終了」のボタンです。カメラ、マイクはそれぞれのマークに斜線、スラッシュが入っている状態だと、委員ご自身の映像と音声を拾わない状態です。委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れてしまうおそれがございます。発言終了時には、カメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないようカメラ、マイクを常に切った状態（マイクにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いします。

ご発言の音声をマイクが拾っている場合、ご発言者の顔の下に青い線が表示されます。ご発言時に青い線が表示されない場合は、音声を拾えていないため、マイクがONになっているかご確認ください。

基本的なウェブ会議操作の説明は以上です。

その他、ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている海事局の連絡先にてご連絡ください。

それでは、議事に入ります前に、8月より船員部会の公益委員といたしまして慶応義塾

大学商学部の加藤教授が就任されております。加藤先生、一言お願いできますでしょうか。

【加藤委員】 加藤でございます。船員部会のほうにも出席させていただくことになりました。まだまだ分からないこと多く、ご指導いただきながら出席したいと思います。よろしく願い申し上げます。

【岡村労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

それでは、本日は委員及び臨時員総員18名中17名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。

では、船員の働き方について、まずは事務局より取りまとめ案のご説明をお願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 それでは、事務局よりご説明させていただきます。事前にお配りしました配布資料の中で、働き方改革に関する資料として、資料の1、1-2、1-3、1-4、1-5、この5点を配りしております。

本日、時間も限られておりますので、資料1-3のこの取りまとめ案、あと1-4の概要、1-5の参考資料についてはご説明を割愛させていただきます。資料の1、1-2に沿ってご説明をさせていただこうと思います。

それでは、資料の1をまずご覧いただければと思います。

「船員の働き方改革の実現に向けて(案)」に対する委員からのご意見と書かれた資料でございます。

まず、3ページをご覧いただければと思います。

こちらについては、前回の部会で議論がございました委員からの主なご意見についてを紹介しております。また、前回の部会以降8月7日までにご意見ある場合は、各委員から事務局に意見をお寄せいただくようお願いをしております。その中でいただいたご意見については、7ページ以降でまたご紹介をさせていただきます。

まず、3ページ以降をご紹介させていただきます。

前回の部会では、取りまとめ案、資料1-2としてお配りしていますが、そちらに書か

れている内容のうち、防火操練、または航海当直の通常の交代のための引継ぎ作業、こちらの今の現行上、労働時間制度上、例外的な取扱いがなされておりますが、こちらについての見直しの必要性について取りまとめ案の中では言及しております。前回の部会でもご意見をいただきましたが、各委員からの主なご意見について、下段のオレンジ色の部分でご紹介をさせていただいております。

読み上げさせていただきますと、田島委員からのご意見、使用者委員からのご意見としまして、操練と当直の引継ぎの労働時間上の例外的な取扱いにつきましては、ルール上不明確な点はなく、現場から内航船員のモチベーションを阻害しているという指摘はないといったご意見ですとか、2点目として、取りまとめ案における見直しの方向性そのものを否定するものではありませんが、現行の労働時間制度の下で明確化と適正化に取り組んだ上で、さらに例外的な取扱いの見直しの必要性があるという状況であれば、その時点で再度見直しを検討するという段階を踏むのがよいのではないかと。具体的には、準備期間の設計において、労働時間の明確化・適正化等の取組の進捗を評価した上で、他の取組との関係性を踏まえた上で実施していくべきではないかといったご意見をいただいたところでございます。

4ページをご覧いただければと思います。

こちらのご意見につきましては、労働者委員、公益委員からそれぞれご意見をいただいております。まず労働者委員からは、操練と当直の引継ぎ時間については、労働時間に組み入れるのがふさわしい。また、操練、当直引継ぎの時間について、対価の支払いの対象にしていただきたいといった形で、見直しの必要性についてのご意見をいただいております。また、公益委員、野川部会長からも、前回の部会におきまして、操練等の時間は明らかに労働時間であり、これらの時間が1日8時間の労働時間に算入されないとするのは、船員労働の特殊性から説明できるとしても、労働時間の上限に参入しないままとすることは、罰則つきで労働時間の上限を定めた陸上労働者の働き方改革の方向性との整合性がとれないのではないかと、こういったご意見をいただいていたところでございます。

これまでのこうしたご意見、ご議論を踏まえまして、取りまとめ案についても、前回お配りした案から修正を行っております。

資料の1-2の9ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、黄色にマーカーを引っ張っておりますが、これまでであったご議論

を踏まえまして、見直しの必要性があるということを前提に、他の取組との関係も含めた取組が必要であるという使用者委員からのご意見のご趣旨も踏まえまして、黄色のマーカーで引っ張った文章を追記しております。具体的には、方向性の中で示した各種の取組は、全体として進められて初めて効果が上がるという考え方と、船員の働き方改革の実現に向けて各関係主体が連携し、この方向性を踏まえた具体的な取組を積極的かつ総合的に推進していく、こうした考え方を追記させていただきました。

また、準備期間についても必要なものがございますので、急激な変化による弊害の防止、荷主・オペレーターの理解促進等のための準備期間の確保の必要性についても触れております。

資料の1に戻っていただきたいと思います。

続きまして、主なご意見の2番、5ページをご覧くださいと思います。こちらについては、取りまとめ案の中で、健康確保対策について触れておりますが、具体的には、船員向けの産業医についてご意見をいただいていたところでした。前回の部会で田島委員からご意見があった部分について、5ページの下の部分でご紹介をさせていただいております。

具体的には、経験上、産業医は需給が逼迫しており、新規に依頼して選任することが難しい状況にある。また、保健師などの産業保健サービスを提供可能なものも範囲に含め、その上で、なお産業医の選任の義務づけが必要であると判明した段階で、産業医の選任義務化を検討するのが相当ではないか。具体的には、保健サービスを提供する外部企業に実施を委託している例も見受けられることを参考に、産業保健サービス契約を締結する事業者に対しては、産業医指名義務づけを一定期間猶予することも一案であるといったご意見をいただいたところでした。

続いてのページで、こちらに対しての労働者委員、公益委員からのご意見を紹介させていただきます。労働者委員からは、船員においても、陸上と同じように産業医確保ができるのであればそれがふさわしい。内航船員という職業に対して、陸上と同じようなサービス提供が受けられるような状況づくりが必要ではないかといった取組の必要性についてのご意見をいただいているところでございます。

また、公益委員からもご意見をいただいております。久宗委員からは、産業医不足のご指摘、田島委員からのご指摘について、産業医の研修修了者は全国に10万人おり、熱心な産業医もいることから、情報を提供して有効なシステムをつくっていけばよいと考えている。また、保健師を健康確保措置における選任対象とすることの当否について、看護

学部では保健師の資格が取れるが、カリキュラム的に産業現場を回るということは難しいのではないかといったご意見をいただいているところでございます。

また、野川部会長からも、陸上では一定規模以上の事務所では産業医を選任しなければならないし、一定規模以上の事業者であれば、事業場内に産業医がいなければならないという普遍的な決まりがあること、また、健康診断などに基づく様々な指導の中には、医師でなければできないことが多数あるということから、産業医を選任した上で、その指導のサポーターとして、保健師が機動的に動くというやり方が整合的ではないかといったご意見をいただいているところでございます。これまでの、こうしたご意見、ご議論を踏まえまして、取りまとめ案についても対応しております。

資料の1-2をご覧ください。こちらの20ページに黄色のマーカーが引っ張ってありまして、具体的には船員産業医の記述について、これまでのご意見を踏まえまして、50人未満の事業者について、産業保健サービスを活用した導入方法も考えられるということで、この可能性についての記述を追記させていただいているところでございます。

また資料の1に戻っていただきまして、7ページ以降、こちらが、その他、各委員から、これまでいただいた修正意見などについてご紹介をさせていただいております。

ちょっと時間の限りがありますので、幾つかご紹介をさせていただきます。

7ページの4つ目、1番下のご意見でございますが、河野委員、労働者委員からご意見をいただいております。事業者の積極的な取組の見える化に当たって、女子学生の採用に積極的な事業者の情報の周知についてを盛り込むべきではないか。

また、労働者委員からは、多様な働き方の実現において、現在経営者への意識改革、理解促進などを求めていく必要性について、現行の取りまとめ案で記載をしておりましたが、そちらについて、事業者の女性船員をはじめとする船員の採用促進について、追加の記載が必要ではないか。こういったご意見を踏まえまして、取りまとめ案についても対応させていただきます。

資料の1-2の16ページでございまして、こちらをご覧くださいと思います。

16ページの中で、多様な働き方の必要性についての記述をさせていただいておりますが、黄色のマーカーの部分、こちらを追記させていただいております。具体的には、多様な働き方を実現して、女性をはじめ、若者、高齢者など、多様な人の船員としての活躍を推進するためには、これまでの労働慣行にとらわれず、事業者が柔軟な発想を持つことが求められているという言葉を受けまして、そのために必要な取組として、多様な働き方と

ともに、それに加えて多様な人材の受入れ、これは女性をはじめとした多様な人材の受入れに対する経営層や人事担当者等の意識改革や、もろもろの取組が事業者には求められるといった記述と、また、真ん中下にありますマーカー黄色い部分、こちらにつきまして、事業者の取組の見える化の一環としまして、女性船員等の採用に積極的に取り組む事業者等の見える化、こうした取組について追記をさせていただいております。

また資料1に戻っていただきまして、ほかにも、公益委員の皆様方からご意見をいただいているところがございます。河野委員、石崎委員、西村委員からそれぞれご意見をいただいております、表現の適正化の観点からのご意見をいただいているところです。こちらについても、全て取りまとめ案でご意見を踏まえた対応をさせていただいているところがございます。

資料1の9ページでございますが、こちらは労働者委員からいただいたご意見を、9ページ、10ページにかけてご紹介をさせていただいております。こちらについても、ご意見を踏まえた対応を取りまとめ案の中でさせていただいております、具体的には例えばですが、10ページ、2つ目のご意見でございますが、取りまとめ案の表題の項目についてです。資料1-2の中で、24ページでございますが、黄色のマーカーを表題の部分につけさせていただいております。資料1-2の24ページ3番に、もともとの原稿案では、働き方改革の実効性の確保や職業紹介制度の必要な見直しなどについて、広範な分野にわたることから、その他といった表題で表題名をつけさせていただいておりますが、こちらについても項目の重要性に鑑み、その他という表題ではなく、表題名を修正させていただいております。こちらでご紹介させていただいたご意見のほかにも、表現の適正化等に関する各委員からのご意見をいただいているところがございますが、その趣旨を踏まえて、全て取りまとめ案を修正させていただいております。全てのご意見について、取りまとめ案における対応については、ご意見をいただきました各委員に事前にご説明をさせていただきまして、調整をさせていただいているところがございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました取りまとめ案に関しては、8月7日までに委員の皆様から提出のあったご意見への対応、事務局から各委員に今ありましたとおり、既に説明がされているということがございますが、改めてこの場でご確認をお願いいたします。

今回もウェブ会議ですので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、

発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望される時は、カメラ、マイクをONにいたしまして「部会長」と発言をいただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をしてください。発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上で発言をお願いします。

では、本件につきまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にこの場でのご発言はないということで、それでは了解をさせていただきます。

それでは、各委員の修正意見等の調整は全て終了いたしましたので、これをもって船員の働き方改革の実現に向けての議論を終了させていただきます。取りまとめの内容につきましては、これで固まりましたので、私と事務局にて、最後に誤植などの形式的な校正チェックを行いまして、最終版を改めて送付させていただいた上で、後日、完成した取りまとめを正式に公表したいと、このように存じますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これでこの議論は終了しましたが、事務局から何かあればお願いをいたします。

【多門次長】 事務局の多門でございます。このたび、船員の働き方改革の実現に向けての議論、ようやく山を越え、こういった議論のほうもほぼ終了したという状況でございます。一言御礼を申し上げたいと存じます。

この議論につきましては、昨年の2月から約1年半、16回にわたりまして、野川部会長をはじめ、公益委員、労働者委員、使用者委員、皆様には精力的にご議論、ご審議にご参加いただき、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

ただ、今般、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、幾分かスケジュールが変更され、ウェブ開催等へ変わるといった影響もございました。ただ、委員、関係者皆様のご尽力、ご協力によって、本日無事議論を終了することができたということは大変ありがたいことでございます。

本日までの議論、終了した議論を踏まえて、若者、女性を含む幅広い層にとりまして、この船員の世界、船員が働きやすく魅力ある職業にする、そのために、今後さらにその中に魂を入れていくということが重要でございます。関係者の皆様におかれましては、引き続きたゆまず、私どももそうですけど、ご尽力、ご協力をお願いしたいと存じます。もちろん、我々海事局もそれに対して積極的、総合的に取組を進めてまいります。

最後になりましたが、本当に長い議論でございました。改めまして、野川部会長はじめ公益委員、労働者委員、使用者委員、皆様のご尽力に本当に心から感謝を申し上げ、挨拶

とさせていただきます。ありがとうございました。

【野川部会長】 どうもありがとうございました。私からも、皆様のご尽力に対して御礼申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題1の報告事項である船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について、事務局よりご報告をお願いいたします。

【瀬田雇用対策室長】 雇用対策室長、瀬田でございます。ご説明申し上げます。

資料2をお開きください。

第28回の船員派遣事業等フォローアップ会議につきましては、今年の7月17日に開催いたしました。そのご報告を申し上げます。

今回のフォローアップ会議では、27回以降、昨年7月から令和2年3月末までに地方運輸局等が実施した81事業者に対する監査の結果について事務局から報告いたしまして、是正状況等について確認いたしましたところでございます。

なお、令和2年3月末日現在の許可事業者数は275事業者になっております。

被監査事業者の概要でございますけれども、これら81事業者のうち、既に船員派遣を実施している事業者が63事業者、未実施の事業者が18事業者でございます。雇用されている派遣船員等の状況でございますが、全体の雇用船員は3,422人、うち派遣船員は835人ございました。

派遣先船舶につきましては、それぞれの監査時点の累計で188隻、派遣先企業につきましては、こちらのほうは過去3年間の各事業者の延べ累計でございますけれども、249事業者ございました。

監査における是正指導の状況でございますけれども、是正指導を受けた事業者は7事業者、件数にして延べ13件でございます。

内容といたしましては、船員派遣契約書の記載不備5件ということで、具体的には就航航路の記載漏れや派遣期間の変更の修正漏れなどがございました。

次に、派遣船員に係る就業条件等の明示書の未作成が1件ございました。

それから、船員派遣事前通知書の記載不備ということで、派遣先への事前通知が派遣契約締結前にされていたものが2件ございました。

それから、船員派遣の期間の誤認識ということで、人を変更すればよいという誤った解釈の元、同一の職に1年の期間を超えて派遣をしていたものが1件ございました。

また、派遣元管理台帳の記載不備ということで、派遣期間の変更等が反映されていなか

ったものが4件ございました。

これら是正指導事項につきましては、全て改善されていることを確認しております。

続きまして、当日の会議におけます主な意見、質疑でございますけれども、まず最初に、今回の是正指導状況等につきまして、担当者の理解不足に起因する不適切事項が多く、改めて指導すべきではないかという意見を委員各位よりいただきました。これを踏まえまして、後日でございますけれども、地方運輸局を通じまして、全事業者に対して、改めて制度の理解を図るよう指導を行ったところでございます。

以下は質疑の部類に入りますけれども、新型コロナウイルスの感染症の影響についてご質問がありました。3月末まではおおむね通常どおり、計画どおりの監査はできたわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、4月以降は事実上監査が難しい状況にあるということで、今後、事情を踏まえつつ精力的に監査を実施したいというような回答を申し上げます。

それから、職務別船員派遣料金設定状況についてということで、事務局より、料金表を作成している事業者の料金の状況を参考配布の上、料金表につきましては個別契約の目安という位置づけということをご説明させていただきました。

また、新規設立会社における監査事例についてご質問があり、決算を迎えていない新規設立事業者における監査においても問題は確認されていない旨報告させていただいております。

その他でございますけれども、次回の会議の開催につきましては、本年度の上半期の監査実施状況を踏まえて、事務局より座長に相談の上、開催を判断していくということにさせていただいております。

次ページは、会議の委員名簿を参考までにつけさせていただきます。

説明は以上になります。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ご発言は、先ほどと同様、私の指名の上で行います。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

【平岡臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。平岡です。

【野川部会長】 平岡委員、お願いします。

【平岡臨時委員】 少し教えてください。資料2の1ページの(1)の記載では、派遣先船舶188隻、派遣先企業が249事業者ということで、派遣先船舶よりも企業数が多い

いとなっていますが、これは逆だと思うのですが、いかがでしょうか。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【瀬田雇用対策室長】 分かりにくくて申し訳ございません。先ほどもちょっとご説明の中では申し上げたんですけれども、派遣先船舶につきましては、監査時点の派遣先、派遣に出している船舶数の累計でございますけれども、派遣先企業の249といたしますのは、過去3年の事業者の累計をとっておりますので、事業者のほうが多くなっておりまして、一見奇異に感じられるものかと思えます。

【野川部会長】 要するに、事業者は増減したりするわけですね。

【瀬田雇用対策室長】 増減と申しますか、事業者数、企業数につきましては、過去3年の累計を取っていますので、2社ずつ出していますところは6でカウントされていると。

【野川部会長】 だから、そういうことですね。分かりました。

平岡委員、いかがでしょうか。

【平岡臨時委員】 累計ということですが、ぱっと出されたら少し分かりづらいので、もう少し分かりやすい表現を、事務局のほうでご検討いただければと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。ちょっと記載の仕方、もし工夫ができれば検討してください。

【瀬田雇用対策室長】 了解いたしました。

【野川部会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんようでしたら、次の議題に移りたいと存じます。

議題2の審議事項でございます。船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方は、ウェブ会議からのご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しないと議事が始められませんため、ウェブ会議からのスムーズな退室にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について許可することが適当であるという結論とすることとし、

海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第127回船員部会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、この会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —